

京都市公共事業評価委員会委員名簿

任期：平成29年4月 1日～平成31年3月31日

※任期：平成30年4月 1日～平成31年3月31日

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
しき き み こ 式 王美子	立命館大学政策科学部准教授
と だ けいいち ◎戸田 圭一	京都大学経営管理大学院教授
ながかわ え み こ 中川 恵美子	京都市地域女性連合会副会長
ひろおか かずあき 廣岡 和晃	連合京都事務局長
まいたに か すみ 舞谷 佳澄	京都経済同友会幹事
みやざわ かずとし ○宮澤 和俊	同志社大学経済学部教授
めぐり 廻 はるよ	京都造形芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授
やまぐち ゆきかず 山口 行一	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科准教授
ゆうき きみたか 結城 公生 ※	京都新聞社論説委員

◎：委員長 ○：副委員長

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。

ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。

イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。

ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。

- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- (5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。
- (2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。
- (3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効

果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

（関係規定の廃止）

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成１０年１２月１５日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点

京都市公共事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共事業評価実施要綱第3条の規定による京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再評価及び事後評価（以下「評価」という。）の対象となる事業のうちから、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議の対象となる事業を抽出すること。
- (2) 審議の対象となる事業について、本市が実施する評価及びその結果に基づく本市の対応方針について審議し、市長又は公営企業管理者に対し、意見の具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(緊急時の特例)

第7条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都市公共事業再評価委員会設置要綱（平成10年12月15日）」（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この要綱の第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

京都市公共事業評価委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公共事業評価実施要綱第4条の規定に基づき、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として、10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (4) 撮影、録画、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 委員長は、報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができる。

(委員会資料)

第7条 委員会の事務局は、会議に使用する資料の概要版を傍聴者に供し、会議終了時に回収する。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、京都市公共事業評価実施要綱第4条第1項ただし書の規定により、委員会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

2 委員長は傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市公共事業再評価委員会傍聴規程（平成16年4月1日）は廃止する。

平成30年度 京都市公共事業評価委員会 スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告案件 フォローアップ				(7/31) 第1回委員会 〔進捗状況等の報告〕								
審議案件 再評価				第1回委員会 〔事業概要の説明〕 現地視察会		第2回委員会 〔対応方針の審議〕		(意見書取りまとめ) 第3回委員会	京都市長へ意見書提出	京都市の対応方針決定		
審議案件 事後評価						第2回委員会 〔対応方針の審議〕		(意見書取りまとめ) 第3回委員会				

(広報資料)



未来の京都の発展につなげる
道づくりを進めます！

平成29年3月31日
京都市建設局
(建設企画課 222-3551)

「今後の道路整備事業の進め方」について

京都市では、橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策に必要となる財源を確保するため、平成24年度から平成27年度までの期間、「道路整備事業の見直し」を実施し、完成が間近な路線等は事業進捗の重点化を図る一方、その他事業中路線の事業進捗の平準化(後年度へ先送り)や一時休止、新規着手の見送りを行ってきました。

また、上記の取組を進めつつ、歩くまち京都のシンボル事業である四条通の歩道拡幅事業や京都駅八条口の再整備事業等の大型事業も完成しました。

今後も、市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路整備事業を実施するに当たり、今後の整備路線や選定に係る考え方等を定めましたのでお知らせします。

1 「今後の道路整備事業の進め方」の概要

(1) 対象期間

平成29年度～平成32年度(4年間)

(2) 道路整備事業の対象

用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備を対象とし、現況道路を活用する交通安全対策事業やバリアフリー事業、無電柱化事業、災害防除事業等は別途、事業を推進します。

2 今後の整備路線の選定に係る考え方

京プラン実施計画第2ステージで掲げている「ひととものの交流促進とまちの持続的成長を支えるための道路整備の推進」を実現する観点に加え、以下の5つの視点に係る課題を現に抱えており、用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備によって課題の解決を図ることができる路線について、財政状況も踏まえた上で総合的に検討し、整備路線を選定しました。

(1) 視点1 日常における安心・安全の確保

ア 安全な歩行空間の確保

交通量が多いにもかかわらず歩行空間が不足している箇所や通学路等において、安全な歩行空間の確保が必要

イ 山間部における通行環境の改善

幅員狭小、線形不良の箇所において、通行環境の改善が必要

(2) 視点2 防災・減災対策の推進

ア 緊急輸送道路の通行機能の確保

緊急輸送道路上の橋りょうを中心に耐震補強等を進めているところであるが、路線として通行機能の確保が必要

イ 地震時の避難路や延焼遮断帯の確保

木造家屋が密集する市街地において、大地震時の被害を最小限にとどめることが必要

ウ 山間部における通行機能の確保

山間部集落への道路の寸断による孤立化を防止することが必要

(3) 視点3 公共交通優先のまちづくり

鉄道を中心とした公共交通の重要な結節点である駅へのアクセス道路やバス路線の整備が必要

(4) 視点4 他の関連事業やまちづくりとの連携

他の関連事業やまちづくりとの相乗効果を発現させるため、事業実施時期の調整が必要

(5) 視点5 道路ネットワークの充実

ミッシングリンクの解消等による幹線道路ネットワークの充実や京都の都市構造上の課題となっているＪＲ東海道線を跨ぐ南北軸の強化が必要

3 今後、事業を実施する路線（一覧表：別紙1，箇所図：別紙2）

今後、4年間については、一覧表に掲げている路線の事業を実施します。

なお、今回、実施路線に掲げていない路線についても、事業中路線の進捗状況や財政状況等を踏まえた上で、道路整備事業の実施に係る検討を進めるとともに、既存道路を活用した交通安全対策事業等、地域の実状や課題に応じた対応策を検討します。

(参考)

今後、事業を実施する路線（継続路線を除く。）について、路線毎の選定の考え方等の概要は以下を御覧ください。

今後事業を実施する路線の概要

京都市情報館 ⇒ 市政情報 ⇒ 行政運営 ⇒ 建設局 ⇒
広報資料・お知らせ ⇒ 「今後の道路整備事業の進め方」について

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000215993.html>

今後、事業を実施する路線

選定に係る視点

- ① 日常における安心・安全の確保
- ② 防災・減災対策の推進
- ③ 公共交通優先のまちづくり
- ④ 他の関連事業やまちづくりとの連携
- ⑤ 道路ネットワークの充実

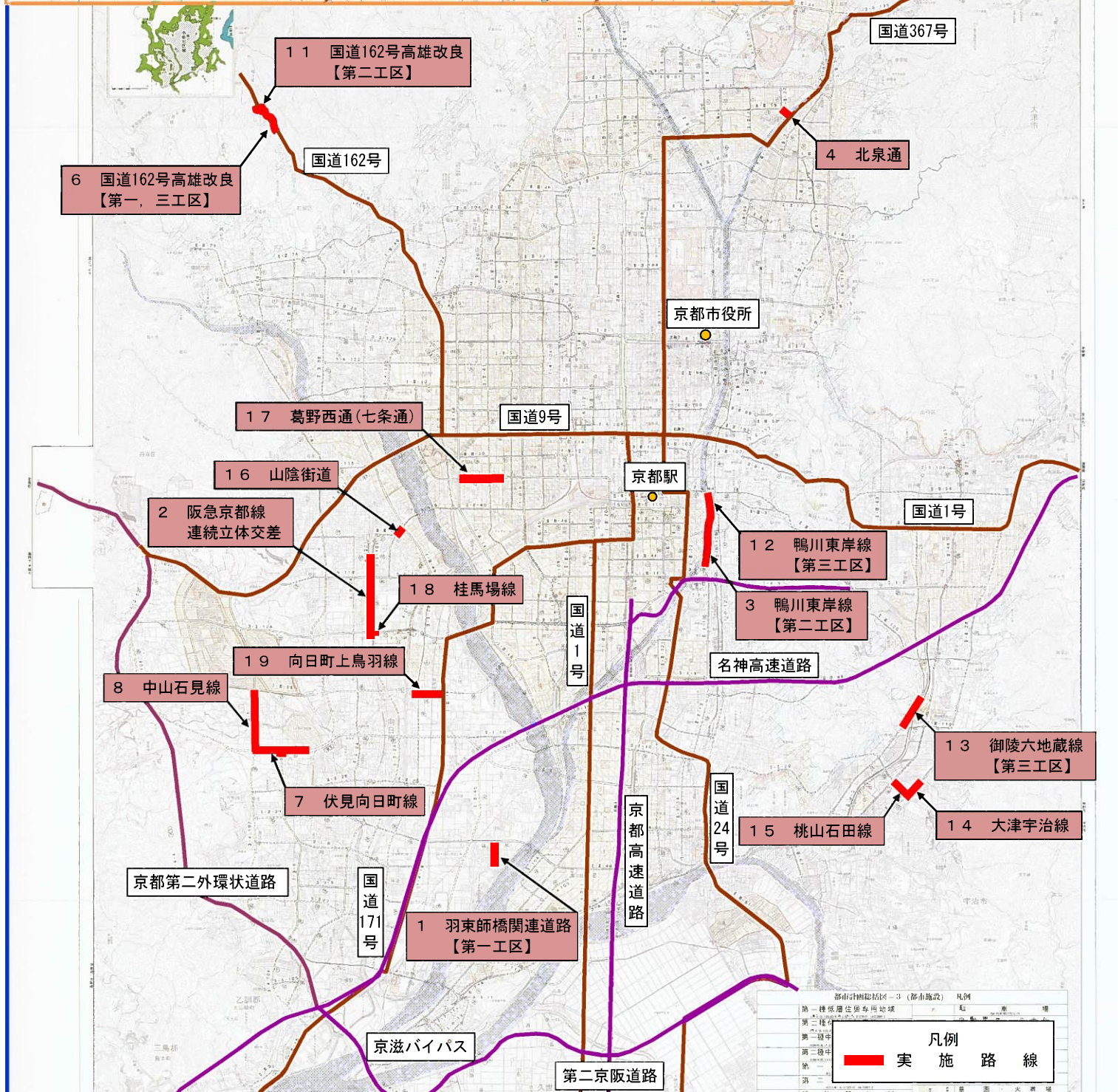
	路 線 名	選定の視点	備考
1	羽束師橋関連道路	④⑤	継続
2	阪急京都線連続立体交差事業	③④	継続
3	鴨川東岸線（第二工区）	②⑤	継続
4	北泉通	①②⑤	継続
5	京都広河原美山線（鞍馬北第三工区）	①②③	継続
6	国道 162 号高雄改良（第一・三工区）	①②③	継続
7	伏見向日町線	⑤	継続
8	中山石見線	⑤	継続
9	京都京北線（弁ヶ淵）	①②③	
1 0	国道 162 号川東（第二工区）	①②③	
1 1	国道 162 号高雄改良（第二工区）	①②③	
1 2	鴨川東岸線（第三工区）	②⑤	
1 3	御陵六地藏線（第三工区）	①②	
1 4	大津宇治線	①②③	
1 5	桃山石田線	①②③	
1 6	山陰街道	①②③	
1 7	葛野西通（七条通）	①②③⑤	
1 8	桂馬場線（洛西口駅東側）	③④⑤	
1 9	向日町上鳥羽線（国道 171 号以西）	③④	

箇所図



京都市全図

別紙2



平成30年度予算の概要

1 予算編成方針

(1) 予算の基本姿勢

現下の課題にしっかりと対応しつつ、「未来を展望し挑戦する予算」を編成

- ・ 今年、明治維新150年、市役所開庁（自治権獲得）120周年、更に、京都が都市の理念として掲げた「世界文化自由都市宣言」40周年
- ・ 150年前、千年を超えて続いた都の地位を事実上失う都市存亡の危機の中で、先人達は、「京都をこのまま衰退させてはならない」と立ち上がり、全国初の番組小学校創設、全国初の芸術大学、工業高校の創設により、人づくり、文化芸術を基軸としたものづくりに尽力。更に琵琶湖疏水や日本初の水力発電所、市電開業など、今に至る京都の礎となる先進的な取組に次々と挑戦
- ・ 40年前、市会の議決を得て世界文化自由都市を宣言して以来、宣言をあらゆる政策の最上位の都市理念とし、「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」実現に向け、文化を基軸とした都市経営を推進
- ・ 世界規模で格差の拡大、紛争の多発、環境破壊が進行する今こそ、先人達の志と偉業に学び、文化を基軸に人づくり、観光、福祉、まちづくりなど、あらゆる政策分野を融合し、京都の持つ潜在力を最大限に引き出す機会
- ・ この機を捉え、厳しい財政状況の中でも決して守りに入ることなく、京都の未来のための先行投資を積極的に推進
- ・ 徹底した行財政改革により財源を捻出し、市民生活の安心安全、全国トップレベルの福祉、教育、子育て支援にしっかりと予算を確保すると同時に、「文化力」をはじめとする京都の強みを最大限に活かした成長戦略、宿泊税を財源とした「住んでよし訪れてよし」のまちづくりなど、京都の今と未来に真に必要な施策を展開
- ・ これらにより、京プラン実施計画第2ステージに掲げる307施策全てを着実に前進させ「未来を展望し挑戦する予算」を編成

(2) 予算の規模

全会計予算規模 1兆7,155億円

一般会計予算規模 7,845億円

(単位：億円，%)

	29年度	30年度(案)	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
全会計	16,897	17,155	258	1.5%
一般会計	7,669	7,845	176	2.3%
特別会計	6,597	6,664	67	1.0%
公営企業会計	2,632	2,647	15	0.6%

一般会計は、大規模改修や未来への先行投資など公共事業の進ちよくに伴い、対前年比176億円の増

国民健康保険事業は、30年度からの都道府県単位化に伴う国の財政支援の拡充により、一人当たり保険料を△2.2%(△2,123円)引下げ

地下鉄事業は、計画から1年前倒しの29年度に経営健全化団体から脱却見通し

<一般会計の主な増減要素>

投資的経費 +198億円(29年度 672 →30年度 870)

うち、南部クリーンセンター建替+76億円、美術館整備+49億円、

小中学校統合整備+46億円、市庁舎整備+43億円

社会福祉関連経費 +51億円(29年度 2,620 →30年度 2,671)

公債費 +24億円(29年度 841 →30年度 865)

給与費 +1億円(29年度 1,682 →30年度 1,683)

退職手当除く △8億円(29年度 1,526 →30年度 1,518)

中小企業融資制度預託金 △40億円(29年度 400 →30年度 360)

地下鉄経営健全化対策出資金 △64億円(29年度 64 →30年度 -)

(2) 経費性質別内訳

区 分	平成30年度		平成29年度		対前年度比較	
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
	億 百万円	%	億 百万円	%	億 百万円	%
消費 的 経 費	5,257 06	67.0	5,228 82	68.1	28 24	0.5
給 与 費	1,683 17	21.5	1,682 21	21.9	96	0.1
扶 助 費	2,118 04	27.0	2,055 78	26.8	62 26	3.0
物 件 費 そ の 他	1,455 84	18.5	1,490 83	19.4	△ 34 99	△ 2.3
投 資 的 経 費	869 92	11.1	671 53	8.8	198 39	29.5
普 通 建 設 事 業 費	865 60	11.0	668 00	8.8	197 60	29.6
補 助 事 業	581 87	7.4	392 50	5.2	189 37	48.2
単 独 事 業	283 73	3.6	275 50	3.6	8 23	3.0
災 害 復 旧 事 業 費	4 32	0.1	3 53	0.0	79	22.4
公 債 費	865 15	11.0	840 68	11.0	24 47	2.9
積 立 金	54 63	0.7	52 05	0.7	2 58	5.0
繰 出 金	797 90	10.2	875 42	11.4	△ 77 52	△ 8.9
合 計	7,844 66	100.0	7,668 50	100.0	176 16	2.3

(注) 表示単位未満を端数処理しているため、各区分の計が合計と一致しない場合がある。

